

調 査 計 画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）

2 調査の目的

国民年金及び厚生年金保険の遺族年金受給者について、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本年金機構が支給する遺族基礎年金受給者、新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者、旧法厚生年金保険の遺族年金受給者及び寡婦年金受給者

(注) 1 新法とは、昭和61年4月の改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）を、旧法とは、同改正前の厚生年金保険法をいう。

2 子又は孫たる受給者は除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約23,300人（母集団（平成31年3月末現在）：約550万人）

〈内訳〉

① 遺族基礎年金のみの受給者

約5,300人（母集団 約3万人）

② 新法厚生年金保険の遺族厚生年金又は旧法厚生年金保険の遺族年金のみの受給者

約13,200人（母集団 約539万人）

③ 上記①及び②両方の受給者

約3,600人（母集団 約7万人）

④ 寡婦年金受給者

約1,200人（母集団 約1万人）

ない。また、年金制度基礎調査のうち、老齢年金受給者実態調査、障害年金受給者実態調査、遺族年金受給者実態調査のいずれを行うかについては、その都度定める。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布開始： 令和2年11月下旬

調査票の提出期限： 令和2年12月28日

8 集計事項

別添「結果表一覧」のとおり集計する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和3年12月までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

日本標準産業分類等の統計基準に合致する調査項目がないため、統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

a) 記入済調査票：1年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

c) 当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類 (調査結果名簿)：1年

(2) 保存責任者

厚生労働省年金局数理課長

令和2年 遺族年金受給者実態調査 統計表一覧

※変更箇所を赤字で記す。

- 第1表 性別・受給者の年齢階級別 受給者数/受給者割合
- 第2表 受給者の年齢階級別・被保険者との続柄別 受給者数/受給者割合
- 第3表 受給者の年齢階級別・受給者と被保険者の生年の差の階級別 受給者数/受給者割合
- 第4表 受給者の年齢階級別・年金額階級別 受給者数/受給者割合
- 第5表 受給者の年齢階級別・就業状況別 **受給者数/受給者割合**
- 第6表 受給者の就業形態別・就業時間別 **受給者数/受給者割合**
- 第7表 受給者の年齢階級別・本人の労働による収入額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第8表 受給者の就業形態別・本人の労働による収入額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第9表 年金額階級別・本人の労働による収入額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第10表 受給者の年齢階級別・被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第11表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別・被保険者の死亡時の年齢階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第12表 被保険者の死亡前における受給者の就業状況別・受給者の現在の就業状況別 **受給者数/受給者割合**
- 第13表 被保険者の死亡前における受給者の就業状況別・遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化別 **受給者数/受給者割合**
- 第14表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別・被保険者の死亡前における受給者の就業状況別 **受給者数/受給者割合**
- 第15表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別・受給者の現在の就業状況別 **受給者数/受給者割合**
- 第16表 被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別・遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化別 **受給者数/受給者割合**
- 第17表 受給者の年齢階級別・世帯員数別 **受給者数/受給者割合**
- 第18表 受給者の年齢階級別・世帯類型別 **受給者数/受給者割合**
- 第19表 世帯員数別・世帯類型別 **受給者数/受給者割合**
- 第20表 受給者の年齢階級別・有業人員数別 **受給者数/受給者割合**
- 第21表 世帯員数別・有業人員数別 **受給者数/受給者割合**
- 第22表 有業人員数別・仕事をしている者別 **受給者数/受給者割合**
- 第23表 受給者の年齢階級別・世帯の収入総額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第24表 世帯員数別・世帯の収入総額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第25表 世帯類型別・世帯の収入総額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第26表 年金額階級別・世帯の収入総額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第27表 世帯類型別・世帯の主要な収入源別 **受給者数/受給者割合**
- 第28表 受給者の年齢階級別・世帯の支出額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第29表 世帯員数別・世帯の支出額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第30表 受給者の年齢階級別・世帯の支出項目別 支出額（中央値）
- 第31表 年金額階級別・世帯の支出項目別 支出額（中央値）
- 第32表 受給者の年齢階級別・生活保護の受給の有無別 **受給者数/受給者割合**
- 第33表 年金額階級別・生活保護の受給の有無別 **受給者数/受給者割合**
- 第34表 世帯の収入総額階級別・世帯の支出額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第35表 年金額階級別・世帯の支出額階級別 **受給者数/受給者割合**
- 第36表 受給者の年齢階級別・住宅の種類別 **受給者数/受給者割合**
- 第37表 住宅の種類別・1か月あたりの住居費別 **受給者数/受給者割合**
- 第38表 受給者の年齢階級別・1か月あたりの住居費別 **受給者数/受給者割合**
- 第39表 年金額階級別・1か月あたりの住居費別 **受給者数/受給者割合**
- 第40表 世帯の収入総額階級別・1か月あたりの住居費別 **受給者数/受給者割合**
- 第41表 世帯類型別・1か月あたりの住居費別 **受給者数/受給者割合**
- 第42表 受給者の年齢階級別・年金生活者支援給付金の受給の有無別 **受給者数/受給者割合**

※下線部について、日本年金機構が保有する業務上のデータを使用している。

(別添) 令和2年遺族年金受給者実態調査 調査事項一覧

● 受給者本人について

- 問1 現在、収入のある仕事をしているか否か
問1補問1 (仕事をしている場合) 仕事の形態
問1補問2 (仕事をしている場合) 1週間の労働時間
問1補問3 (仕事をしている場合) 昨年1年間の労働による収入額
問1補問4 (仕事をしていない場合) 仕事をしていない理由
問2(1) 遺族年金を受け始める前1年間の仕事の形態
問2(2) 遺族年金受給前後で仕事を変えたか否か
問2(2)補問1 (仕事を変えた場合) 仕事を変えた理由は収入の増加が目的か否か
問3 年金生活者支援給付金の受給の有無
問4 住居の状況

● 受給者の世帯について

- 問5 世帯の人数
問5補問1 世帯の構成員
問6(1) 世帯の中で収入のある仕事をしている人数
問6(2) 収入のある仕事をしている構成員
問7 世帯の昨年1年間の収入額
問8 生活保護を受けているか否か
問9 世帯の収入源について
問10(1) 世帯の昨年の支出額(1ヶ月当たり)
問10(2) 世帯の昨年の支出額(1ヶ月当たり)の内訳(項目は下記のとおり)
① 趣味・娯楽・交際費
② 光熱費・電話代等
③ ローン等支払い
④ 医療・介護の自己負担
⑤ 税・社会保険料
⑥ 衣食住
問10(3) 昨年の衣食住の支出額(1ヶ月当たり)の内訳

遺族年金受給者実態調査の標本設計について

標本設計の考え方

本調査においては、日本年金機構が支給する遺族年金の受給者（以下「遺族年金受給者」という。）を母集団として、無作為抽出する。詳細は以下のとおり。

1. 母集団

日本年金機構で保有する遺族年金受給者に関する名簿を母集団とする。

2. 層化基準

令和2年8月支払いを受ける遺族年金受給者を、以下の制度別・年齢階級別に5区分に層化する。

- ① 遺族基礎年金のみの受給者（男性）
- ② 遺族基礎年金のみの受給者（女性）又は寡婦年金の受給者
- ③ 遺族基礎年金及び新法厚生年金保険の遺族厚生年金の両方の受給者
- ④ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金又は旧法厚生年金保険の遺族年金のみの受給者のうち 65歳未満の者
- ⑤ 新法厚生年金保険の遺族厚生年金又は旧法厚生年金保険の遺族年金のみの受給者のうち 65歳以上の者

3. 抽出方法

遺族年金受給者を抽出単位として層化無作為抽出する。具体的には、「2. 層化基準」の5区分の層ごとに、受給者を年金種別・年齢別等の順に並べたのち系統抽出する。

4. 目標精度・標本数

当該調査は、遺族年金が受給者の生活の中で果たしている役割を捉えることを目的として行うものであることから、「収入の有無」の精度を確保する標本設計を行うこととしている。具体的には、「2. 層化基準」の5区分の層（注2）ごとに、遺族年金受給者のうち「労働による収入がない者」の割合など（注2）について、標準誤差率が3.5%となるように標本数を設定する。

	①基礎のみ (男性)	②基礎のみ (女性) + 寡婦	③基礎 + 厚年	④厚年のみ (65歳未満)	⑤厚年のみ (65歳以上)
母集団 N=	約 1 万人	約 3 万人	約 7 万人	約 54 万人	約 485 万人
母比率 p=	0.25	0.25	0.25	0.40	0.10
対象 n=	1,967	2,264	2,366	1,222	7,336
回収率 r=	65%				
回収率考慮後 n/r=	3,027	3,483	3,640	1,880	11,286
標本数 (最終) n'=	3,000	3,500	3,600	1,900	11,300
標準誤差率 (最終)	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%

注 1 公表にあたっては、層化区分に用いた 5 区分別を基にした区分で公表することから、当該層ごとに目標精度を確保するもの。

注 2 母比率は、前回（平成 27 年調査）の結果を基に設定した。具体的には以下のとおり。

労働による収入がない者の割合（基礎のみ）	23.9%
労働による収入がない者の割合（基礎 + 厚年）	22.5%
労働による収入がない者の割合（厚年のみ、65 歳未満）	40.3%
世帯の収入 100 万円未満者の割合（厚年のみ、65 歳以上）	12.3%

注 3 母集団の大きさは、平成 30 年度末受給者数である（平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業年報を基に設定）。

注 4 回収率は、前回（平成 27 年調査）の実績値 64.9%を基に設定した。

（参考）

母集団において、ある属性を持っている個体の比率 p を推定する場合、その標準誤差率 α は以下のように表すことができる。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

ここで、 N ：母集団の大きさ、 n ：標本数

復元推計の方法

(1) 推計乗率の設定

制度区分別及び年齢階級別に推計乗率を設定する。

具体的には、制度区分 i 、年齢階級 j における推計乗率 α_{ij} は以下の式による。

$$\alpha_{ij} = N_{ij}/n_{ij}$$

ただし、

N_{ij} ：制度区分 i 、年齢階級 j における母集団人数

n_{ij} ：制度区分 i 、年齢階級 j における有効回答数

(2) 推計方法

① 人数及び割合の推計

集計区分（集計表によって異なる。（例：制度別、年齢階級別、男女別等））において、ある属性を持つ者の人数 X は以下の式による。

$$X = \sum_{i,j} \alpha_{ij} \sum_k X_{ijk}$$

ただし、

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k がある属性を持っているかどうかを表す値（ある属性（例：就業あり）を持っているならば1、持っていないならば0）

集計区分においてある属性を持つ者の割合 R は、集計区分の人数 Y を用いて以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

$$Y = \sum_{i,j} \alpha_{ij} \sum_k Y_{ijk}$$

ただし、

Y_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k を表す値（= 1）

② 年金（収入）の平均額の推計

① において、 X_{ijk} を以下のとおり置き換える。

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の年金（収入）額

ただし、設問が選択式の場合、その階級値

集計区分における年金（収入）の平均額 A は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$A = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における年金（収入）の総額となっている。

③ 特定の項目の支出（例：光熱費）が支出総額に占める割合の推計

① において、 X_{ijk} 及び Y_{ijk} を以下のとおり置き換える。

X_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の特定の項目の支出額
ただし、設問が選択式の場合、その階級値

Y_{ijk} ：制度区分 i 、年齢階級 j における回答者 k の支出総額
ただし、設問が選択式の場合、その階級値

集計区分における、特定の支出項目が支出総額に占める割合 R は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における特定の項目の支出額の合計、 Y は集計区分における支出額の合計となっている。